

【保険金請求に関するご質問】

Q1 保険金請求方法を教えてください。

A1 保険金請求の流れは下記のとおりです。

1 下記QRコードより保険金請求書類送付依頼の連絡をお願いいたします。その際、病名・初診日等を入力していただきます。ご入力いただいた内容についてお電話で照会させていただく場合がございます。

【Web 請求】



ケガ・病気のご請求書類送付依頼フォーマット

<https://www.tugs.co.jp/insurance-2/>



その他(個人賠償等)のご請求書類送付依頼フォーマット

<https://www.tugs.co.jp/insurance-3/>

【問合先】 代理店: 東洋大学グローバルサービス株式会社

Tel 03-3945-4261(平日 9:30-17:00)

※代理店の営業時間外に個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合

→ 事故受付サービス(東京海上日動安心 110 番) Tel 0120-720-110

2 引受保険会社 東京海上日動火災保険(株)から加入者様へ保険金請求書類が郵送されます。必要事項を記入し領収書を添付の上書類を東京海上日動火災保険(株)へ返送して下さい。

3 東京海上日動火災保険(株)が内容を確認後、ご指定頂いた口座に後日保険金が振り込まれます。

Q2 保険金請求時には何が必要ですか？

A2 保険会社から送付された保険金請求書と医療機関発行の領収書が必要となります。

Q3 保険請求時、領収書はコピーでもできますか？

A3 領収書のコピーでも請求可能です。

Q4 診断書はどのようなときに必要ですか？

A4 原則として請求金額が合計30万円以上の場合必要です。必要な場合に限り、東京海上日動火災保険(株)よりお客様に改めて提出依頼があります。診断書代はお客様のご負担となります。診断書はコピーでも対応可能です。

Q5 治療費用の請求はまとめて後からでもいいですか？

A5 請求権の時効は3年間ですが、領収書紛失、不備等の可能性を考えますと治療が終わり次第ご請求いただくことをお勧めします。

Q6 風邪で保険金請求をしたときの保険金請求書類がまだ手元にありますが、送付前に骨折しました。風邪と骨折をまとめて保険金請求書に記載をしてもいいですか？

A6 傷病ごとに保険金請求書が必要となります。

骨折分の保険金請求書類を依頼の上作成ください。(【[保険金請求](#)】に関するご質問 A1参照)